

## ボランティア除雪における除雪機等貸出要領

### (目的)

- 1 ボランティア除雪は、積雪・降雪により日常生活に支障をきたす恐れがある場合広く市民の協力を得て実施するものであるが、本会では除雪時の機動力向上と効率性を高めるため美唄市から除雪機及び運搬に供する軽自動車（ダンプ）の貸与を受け、除雪ボランティアに際して必要に応じて除雪機等の貸出に関する事項を定めるものである。

### (貸出する車両)

- 2 貸出する除雪機及び軽車両（ダンプ）（以下「除雪機等」等という）は、社会福祉協議会(以下「本会」という)が管理する次の除雪機等とする。
  - (1) 除雪機 1 号機(型番 SALJ-1004718)
  - (2) 除雪機 2 号機(型番 SALJ-1004680)
  - (3) ダイハツハイゼット（軽ダンプカー）札幌 480 け 2474

### (使用対象者)

- 3 除雪機等を使用することができるものは、本会ボランティアセンターに登録している個人及び団体とする。

### (使用用途)

- 4 本会のボランティアコーディネーターが調整した除雪活動を行う場合とする。

### (使用地域)

- 5 使用地域は本市内とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

### (貸出日時)

- 6 除雪機等の貸出は年末年始の休日を除き 12 月 1 日～3 月 31 日とする。

### (貸出申請等)

- 7 除雪機等の貸出を希望する場合は、原則ボランティア除雪を行なう前日までに申請(別添申請書参照)するものとする。

### (使用許可)

- 8 会長は使用を許可した者(以下「許可者」という)に対し使用許可書を交付するとともに、除雪機等の操作に関する説明を行なうものとする。

### (許可者責務等)

- 9 許可者は貸出を受けた除雪機等の使用に関する一切の責任を負うものとし、活動を行う場合は貸与するゼッケン及びヘルメットを着用するとともに、幟を立てボランティア除雪中であることを示すものとする。

### (転貸等禁止)

- 10 借受けた除雪機等はボランティア除雪以外に使用すること及び転貸することを禁止します。

### (貸出及び返還)

- 11 許可者は本会が指定した日時及び場所で貸出をうけ、返還を行なうものとする。

### (事故報告及び処理)

- 12 除雪機等の移動中及び活動中に事故が発生した場合は次により速やかに対応するものとする。

- (1) 負傷者がある場合には救急処置及び救急車の要請を行う。
- (2) 移動中の車両事故については道路交通法等の法令上の処置をとるとともに、二次的事故防止につとめ、所轄の警察署へ通報すること。
- (3) 相手がある場合は、相手方の確認を行う。
- (4) 本会へ事故状況を報告する。

(事故等の届出)

13 事故等の報告は別紙様式により本会会長あてに遅滞なく提出することとする。本会は届出を受けた場合は、加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険並びにボランティア保険等の適用について確認し、所要の手続きを行うものとする。

(損害賠償等)

14 許可者が活動中及び移動中に交通事故等により第 3 者に損害を与えた場合は、被害者に対する道義的責任を果たすと共に、自動車損害賠償責任保険及び任意保険並びにボランティア保険等の約款に基づき本会及び保険加入先と処理に関する協議を行い、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

15 事故等により本会が損害賠償責任を負った場合は、許可者は、加入している保険等の限度額を超えて保証した分について本会に損害賠償を行なうものとする。

(委任事項)

16 この要領に定めのない事項については関係者等が協議のうえ決定するものとする。

(その他)

17 この除雪機等の貸出に関する事務は、本会地域福祉課において処理する。

この要領は平成 25 年 1 月 15 日から施行する。